

明治大學校友會會則

第527号

〈第三種郵便物認可〉

5	全面かいいへ	として支部長の居所等に会員登録し、支部金則、会員名簿、役員名簿及び賃貸契約書等を備ふるものとする。
3	(支部監査委員)	第35条 支部長は、支部の会員を統括し、支部を代表する。
2	支部長は、翌年度の事業計画及び予算書並びに当年度の事業報告書及ぶ決算書を毎年4月末日までに作成し、支部監査委員の監査を受け、支部役員会の議を終て確定し、直後に開催する支部総会において、これらの承認を得なければならぬ。	
3	支部長は、前項の当該書類に支部役員会の議事録及び支部監査委員の監査報告書を添えて、毎年5月末日までに会員に報告しなければならない。	
4	支部長は、支部会計の変更、役員の交替、総会の招集等、支部運営に關する重要な事項について、その都度、会員に報告するものとする。	
5	支部長は、支部総会において選出され、支部の運営に定めた、支部の運営にあたるため、支部幹事會が、支部幹事會の指名の、当該支部総会の承認を得るものとする。	
6	支部幹事會は、第10条の規定を適用する。	
7	(支部幹事會)	第36条 支部幹事會は、支部幹事會が、支部幹事會の指名の、当該支部総会の承認を得るものとする。
2	支部幹事會は、支部幹事會が、支部幹事會の指名の、当該支部総会の承認を得るものとする。	
3	支部幹事會の任時は、支部幹事會のとおりとする。	
4	(支部監査委員)	第37条 支部監査委員は、支部監査委員
3	支部監査委員は、監査報告書を作成し、監査の結果を支部役員会並びに支部総会に報告しなければならない。	
4	支部監査委員は、当該地域支部の業務及び会計並びに会員の監査を行うものとする。	
5	支部監査委員は、支部総会において選出される。	
6	支部監査委員の任期は、第10条第2項及び同第5項の規定を準用す	
7	支部監査委員は、本会の他の役職を兼ねることができない。	
8	支部監査委員は、本部監査委員の要請によつて、他の支部の監査にも従事するものとする。	
9	支部監査委員は、毎年1回定期総会を開催する。但し、必要的場合は、臨時に開催するものとする。	
10	支部総会は、支部長が招集する。	
11	(地域支部への適用)	第38条 支部総会は、毎年1回定期総会を開催する。但し、必要的場合は、臨時に開催するものとする。
12	支部総会は、支部幹事會の指名の、当該支部総会の承認を得るものとする。	
13	支部幹事會は、支部幹事會の指名の、当該支部総会の承認を得るものとする。	
14	(地域支部)	第39条 第35条第1項、第2項、第5項、第6項、第36条、第37条第2項、第3項、第5項乃至第7項及び第38条の規定は、地域支部に適用する。(1) 地域支部の運営の場合は、各種文書における「支部」の字句を「地域支部」と読み替える。
15	支部幹事會は、地支部の運営の場合は、各種文書における「支部」の字句を「地域支部」と読み替える。	

[別紙2] 校友会支部区分表

埼玉県支部区分表

支局名	支局区分範囲(注) 北足立郡、北埼玉郡は町村で分類
東部支局	川口市、さいたま市、加須市、岩槻市、春日部市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、北足立郡(伊奈町)、北埼玉郡(騎西町、川里町、北川辺町、大利根町)、南埼玉郡、北葛飾郡
西部支局	川越市、熊谷市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、北本市、富士見市、上福岡市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、北足立郡(吹上町)、入間郡、比企郡、秩父郡、児玉郡、大里郡、北埼玉郡(南河原村)

千葉県支部区分表

地名	支那区分範囲
千葉市、銚子市、館山市、木更津市、佐原市、茂原市、成田市、佐倉市、 東金市、八日市場市、旭市、習志野市、勝浦市、市原市、八千代市、鴨川市、 君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、 印旛郡、香取郡、海上郡、匝瑳郡、山武郡、長生郡、夷隅郡、安房郡	
市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、 浦安市、東葛飾郡	

東京都支部区分表

支部名	支部区分別図
東部支部	台東区、墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区
中部支部	新宿区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、調布市、狛江市
南部支部	千代田区、中央区、港区、品川区、目黒区、大田区および各島しょ
北部支部	文京区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、西東京市
多摩支部	八王子市、立川市、武藏野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武藏村山市、多摩市、稻城市、羽村市、あきるの市、西多摩郡

陝西山陽古郵局公函

神奈川県支部区分表	
支部名	支部区分範囲
東部支部	横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡
西部支部	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡、津久井郡

### 【第十一】 精益求精 故

[別紙1] 校友会支部一覧  
（国内支部）  
北海道支部、青森県支部、岩手県支部、秋田県支部、山形県支部、  
宮城県支部、福島県支部、茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、  
埼玉県東部支部、埼玉県西部支部、千葉県東部支部、千葉県西部支部、  
東京都東部支部、東京都西部支部、東京都南部支部、東京都北部支部、  
東京都多摩支部、神奈川県東部支部、神奈川県西部支部、静岡県支部、  
新潟県支部、富山県支部、石川県支部、福井県支部、山梨県支部、  
長野県支部、岐阜県支部、愛知県支部、三重県支部、滋賀県支部、  
京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部、奈良県支部、和歌山县支部、  
鳥取県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、  
徳島県支部、香川県支部、愛媛県支部、高知県支部、福岡県支部、  
佐賀県支部、長崎県支部、熊本県支部、大分県支部、宮崎県支部、  
鹿児島県支部、沖縄県支部  
(国外支部)  
大韓民国支部、台湾支部